

令和 4 年 6 月 6 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01346

研究課題名（和文）企業の証拠収集行為は、如何なる場合に、捜査機関の行為と評価されるか。

研究課題名（英文）In what cases is the act of evidence gathering by a corporation evaluated as the act of an investigative body?

研究代表者

原田 和往（HARADA, Kazuyuki）

岡山大学・社会文化科学学域・教授

研究者番号：20409725

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：協議・合意制度の利用を目的として、企業の担当者によって内部調査が実施される場合に、調査対象者の選別、聴取すべき事項等の具体的な調査内容について、事前に捜査・訴追機関から依頼や命令があれば、当該私人の行為は捜査・訴追機関の行為と評価され、刑事訴訟法等の規律に服することになる。本研究では、明示的な依頼や命令が存在しない場合でも、私人の行為が捜査・訴追機関の行為と評価されることがあるか、また、捜査・訴追機関の行為と評価された場合に、どのような規律を受けるかについて、我が国に相応しい法的な判断枠組みを提示するものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

アメリカの具体的事例を分析・検討した結果、捜査・訴追機関の依頼や命令が存在しない状況においても、正当な内部調査を奨励しながら、他方で、国家機関の行為に課される諸々の制約を潜脱するために、内部調査が利用される事態を規制する必要があることが明らかとなった。そして、企業等の私人による調査行為が、国家機関において諸々の法的規律を潜脱するために利用されているか否かを判断するにあたっては、特に、内部調査の主体である私人において、捜査・訴追機関からの働きかけがなかったとしても、問題となっている具体的な証拠収集行為を行なったかどうか、という視点が有用であるとの結論を得た。

研究成果の概要（英文）：When an internal investigation is conducted by a person in charge of a company for the purpose of applying Japanese plea bargaining system, if there is a prior request or order from the investigating/prosecuting agency regarding the selection of persons to be investigated, matters to be interviewed, and other specific details of the investigation, the private individual's act will be evaluated as an act of the investigating/prosecuting agency and subject to the rules of the Code of Criminal Procedure. This study presents a legal framework appropriate for Japan regarding when a private individual's conduct may be evaluated as the conduct of an investigating/prosecuting authority even in the absence of an explicit request or order, and, if it is evaluated as the conduct of an investigating or prosecuting authority, what kind of discipline it would be subject to.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：私人による証拠収集 内部調査 国家行為の法理 ステイトアクション

### 1. 研究開始当初の背景

企業犯罪の分野において、世界的には、アメリカ合衆国における訴追延期合意 (Deferred Prosecution Agreements (DPA)) 等に示されるように、被疑者でもある企業に対し、自ら不正の予防・摘発を行うように仕向けるのが効率的であるとの考え方が潮流となっている。これを受けて、我が国の協議・合意制度についても、訴追延期合意等に準じた運用を目指すべきであるとの提言がみられる状況にある。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、私人である企業の調査担当者による証拠収集行為が、如何なる場合に、捜査機関による行為と評価され、刑事訴訟法等による規律に服するかについて、具体的な判断枠組みを提示することにある。

我が国でも、違法収集証拠の排除に関連して、直接の収集行為が私人によって行われたとしても、それが捜査機関の依頼や命令によるならば、当該私人の行為は捜査機関の行為と評価され、収集された証拠は排除される場合があると一般的に理解されている。それゆえ、企業に対して、捜査・訴追機関から証拠の収集に係る依頼・命令があり、それに従って内部調査が実施された場合、当該調査は捜査・訴追機関の行為と評価され、収集された証拠の排除が検討されることになる。しかし、明示的な依頼・命令がある場合のほか、如何なる場合に、私人の証拠収集行為が捜査機関による行為と評価されるのかは明らかではない。この場合にも対応し得る判断枠組みを提示することが本研究の目的である。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究では、刑事手続との関係で実施される社内調査を規律するために、私人による違法収集証拠に関するアメリカの具体的事例を分析し、私人の行為が捜査機関の行為と評価し得るか否かに係る具体的な判断手法を提示する。

(2) まず、合衆国憲法修正 4 条との関係で私人による証拠収集活動の適否が問題となった連邦最高裁判所の判例 (Burdeau v. McDowell, 256 U.S. 465 (1921)) 等を分析する。これによって、アメリカの判例法理が、捜査機関の明確な指示がある場合と、私人が自発的に証拠収集行為を行なった場合という極端な事案については、妥当な結論を明確に導出すること、他方で、その中間に位置する事案については、諸般の事情を考慮した上での、個別具体的な判断が要請されるものであることを明らかにする。

(3) 続いて、修正 4 条との関係で私人による証拠収集活動の適否が問題となる場合に、多くの連邦控訴裁判所が採用している判断手法のもととなったとされる United States v. Walther, 652 F.2d 788 (9th Cir. 1981) 等を分析し、その手法の内実を明らかにする。続いて、本研究目的との関係で有意と考えられる事例、すなわち、法執行機関が、その行為 (またはその予定) を認識している状況において、私人によって物的証拠や供述証拠が獲得された事例を収集・分析し、上記の判断手法に従って結論が示される過程において、具体的に如何なる事情が考慮されているかを分析する。

(4) 捜査機関の依頼や命令が存在しないとしても、私人による証拠収集行為が、捜査機関の行為と評価されるのは、如何なる事情が存在する場合かについて、得られた比較法的知見を整理した上で、関連するわが国の裁判所の従前の判断との整合性に留意しながら、具体的な判断手法を提示する。

### 4. 研究成果

(1) 修正 4 条との関係で、私人による証拠収集活動の適否が問題となった裁判例については、Joshuah Lisk, Is Batman a State Actor?, 64 Case Western Reserve L. Review 1419 (2014); Eugene L. Shapiro, Governmental Acquiescence in Private Party Searches, 104 Kentucky L.J. 287 (2015); Kiel Brennan-Marquez, The Constitutional Limits of Private Surveillance, U. Kan. L. Rev. (2018) 等の学術文献をもとに、相当量の収集・分析を行うことができた。また、これらの学術文献及び判例を分析・検討することによって、我が国の憲法学の領域でも紹介・検討されている、アメリカの国家行為 (State Action) の法理に関する連邦最高裁判例の判断枠組みと、United States v. Walther, 652 F.2d 788 (9th Cir. 1981) 等の裁判例で採用されている判断枠組みとの関係も整理することができた。

すなわち、アメリカにおいても、憲法は、国を拘束するものと解されているものの、私人による行為であっても、当該行為と国との間に十分に緊密な関係がある (sufficiently close nexus) 場合には、当該私人の行為は、国の行為とみなされ、憲法等の規律に服すると考えられている (国家行為の法理)。連邦最高裁の判例によれば、私人の行為が国による強制的な権力の行使に起因する場合、国が私的な団体の運営または管理に関与している場合、私人の行為が、国から明示的または黙示的に相当程度奨励を受けている場合、私人が州との共同行為の意図的な参加者の場合、私人が公的機能 (public function) を委任されている場合、私人が国の政策

と関わり合う (entwined) 場合には、上記の緊密な関係があるとされる。例えば、修正 4 条との関係では、私人の行為を黙認するにとどまらず、国が一定程度関与している場合に、私人による捜索は、国家行為と評価され、憲法等の規律に服することになる (Skinner v. Railway Labor Executives Association, 489 U.S. 602 (1989).)。

そして、こうした判断基準を踏まえた上で、直接的かつ明示的な依頼・命令等はないものの、なお、国の一定の関与が認められる場合に、控訴裁判所のレベルでは、次の 2 つの要素が重視され、国家行為該当性が判断される傾向がみられる。それは、国家が私人による証拠収集行為を認識し、黙認していたか、という点と、私人が法執行機関を支援する意図を持っていたか、あるいは他の独立した動機を持っていたかどうか、という点である (e.g., United States v. Walther, 652 F.2d 788 (9th Cir.1981); United States v. Feffer, 831 F.2d 734, 739 (7th Cir.1987); United States v. Paige, 136 F.3d 1012 (5th Cir.1998) )。

(2) 上記のように判断枠組みの大枠を整理・確認した上で、本研究が対象とする問題状況において、考慮されるべき具体的な事情・要因を析出するために、企業犯罪の捜査の文脈で、上記の判断枠組みが用いられた事例を探索・収集することを試みた。

その結果、2019 年に関連する判断が示され (United States v. Connolly, 2019 WL 2120523 (S.D. N.Y. 2019) )、アメリカにおいても大きな注目を集めていることが判明した。事案は、ロンドン銀行間取引金利 (London Interbank Offered Rate (LIBOR)) 不正操作事件に関し、企業が実施した内部調査において獲得された供述につき、被告人が、Kastigar 判決による救済を申し立てたというものである。この申立てに関して、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所は、訴追機関等において、実行行為者と疑われている者との関係で、特に強圧的な地位にある別の捜査等の対象者に、複雑な金融事件の捜査等を外注することが慣例となっていると指摘している。その上で、本件における企業の内部調査を国家行為と見做せるかという点について詳細に検討しており、本研究が対象とする問題状況が顕在化した事例といえる。

また、前半期に収集・分析した裁判例は、私人による証拠収集行為のうち、物的証拠の収集の適否が、修正 4 条との関係で問題となったものが中心であった。確かに、企業活動に関係する犯罪の捜査においても、社内の文書、従業員の電子メール等が決定的な意味を持つこともある。しかし、Connolly 判決の事案が示すとおり、その証明力は、重要な文書を特定し、その意味を説明できる人物の供述に依存することが少なくない。そこで、後半期においては、Connolly 事件における裁判所の判断及び関連する裁判例・学術文献の収集・分析に努めた。

(3) 具体的には、まず、修正 5 条の自己負罪拒否特権との関係で、犯罪捜査以外の懲戒処分等に係る調査手続において、国家機関等が、経済的な不利益を加えると脅して、調査対象である政府職員等から自己負罪供述を獲得することの適否が問題となった事例を収集・分析した。その結果、連邦最高裁判所が、"Penalty Cases" と呼ばれる一連の事件において、国家機関が、その職員等公的に雇用されている者に対して、解雇等の重大な経済的不利益処分の可能性を示して、自己負罪供述を強要することは、修正 5 条に違反するとの判断を示していることが明らかになった (Garrity 判決の法理)。

その上で、刑事手続において上記法理の適用が問題になった事例、すなわち、捜査機関からの指示等を受けた私人が、雇用関係上の不利益処分の可能性を示して、被疑者から供述を獲得することの適否が問題となった事例を収集した (Sanney v. Montanye, 500 F.2d 411 (1974); U.S. v. Stein, 440 F.Supp.2d 315 (2006) )。そして、経済的不利益処分の可能性を梃子に、従業員から自己負罪供述を収集する私人の行為が、国家行為にあたるか否かに係る判断、及び、国家行為に該当すると判断された場合の当該供述証拠の取扱いについて、あり得る法的規律を整理・分析した。

(4) 最終年度には、以上の研究で得られた比較法的知見を踏まえ、捜査機関の依頼や命令が存在しないとしても、企業の内部調査担当者による証拠収集行為が、捜査機関の行為と評価されるのは如何なる事情が存在する場合かについて、我が国に相応しい法的規律の枠組みを考察した。

捜査・訴追機関の依頼や命令が存在しない状況において、企業に対して正当な内部調査を奨励しながら、他方で、捜査・訴追機関が諸々の法的制約を潜脱するために、内部調査を利用する事態を防ぐ必要がある。両者を区別し、後者に然るべき法的規律を及ぼすためには、特に、企業の内部調査担当者が、捜査・訴追機関からの働きかけがなくても、問題となっている証拠収集行為を行なったかどうか、という視点が有用であるとの結論を得た。

(5) 以上の研究成果のうち、(3) までの大部分を既に論文のかたちで公表している。(4) についても、現在、論文のかたちで公表する準備を進めている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 原田和往	4. 巻 70巻3・4号
2. 論文標題 捜査と並行して実施される内部調査に対する法的制約	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 299-318
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 原田 和往	4. 巻 69巻4号
2. 論文標題 United States v. Stein, 541 F.3d 130 ( 2d Cir. 2008 ) : 刑事訴追を回避するための企業の取り組みが、国家行為（State Action）に該当し、修正6条の弁護人選任権を侵害すると判断された事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 71-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 山口 厚、井田 良、佐伯 仁志、松原 芳博、仲道 祐樹	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 1038
3. 書名 高橋則夫先生古稀祝賀論文集 下巻	

〔産業財産権〕

〔その他〕

岡山大学学術成果リポジトリ  
<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/61670>  
岡山大学学術成果リポジトリ  
<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/ja/58185>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------